

① 対象者

以下の条件を満たす方

- ・小豆島町に住所を有する方。
- ・(公財) 日本骨髄バンクにドナー登録を行い、平成28年4月1日以降に骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方、または最終同意後に骨髄等の提供が中止になりこれを証明する書類の交付を受けた方。
- ・町税の滞納がない方
- ・他の助成金等の交付を受けていない方。

② 助成の金額・内容

以下に掲げる骨髄等の提供にかかる通院又は入院等1日当たり2万円とし、1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とします。

- ・健康診断のための通院
- ・自己血貯血のための通院
- ・骨髄等の採取のための入院
- ・その他骨髄等の提供に関し、(公財) 日本骨髄バンクが必要と認める通院、入院及び面接

③ 申請方法

提供が完了した日から90日以内に健康づくり福祉課まで申請してください。なお、申請書など必要な書類は、健康づくり福祉課、または町ホームページからのダウンロードで入手できます。